

協議第 29 号

項目番号 002 「共同処理事務」について

広域化後の一部事務組合で共同処理する事務は次のとおりとする。

消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	002
決済区分	協議会

整理番号	002 - 06	作業部会	総務部会	調整項目	共同処理事務
------	----------	------	------	------	--------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	男鹿地区消防一部事務組合同規約	湖東地区行政一部事務組合同規約 湖東地区斎場条例 湖東地区斎場管理運営規則 湖東地区行政一部事務組合介護情報センター設置条例
現 状	①常備消防および救急に関する業務	①消防及び救急業務に関する事務 ②火葬場の設置及び維持管理並びに運営に関する事務 ③介護情報センターの設置及び維持管理並びに運営に関する事務
課 題	なし	
検討調整結果 (計画掲載分)	広域化後の一部事務組合で共同処理する事務は次のとおりとする。 消防に関する事務(消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。)	
広域化後の課題	なし	
備 考	《斎場》 湖東地区行政一部事務組合で行っている「火葬場の設置及び維持管理並びに運営に関する事務」は、新組合の共同処理事務としないこととする。 今後の事務運営については、八郎潟町、井川町の事務委託を受けて潟上市が運営する方式を基本とし、消防広域化と足並みを揃える形で運用開始を目指している。斎場に係る財産については、無償譲渡により潟上市の所有とする方針。 《介護情報センター》 湖東地区行政一部事務組合で行っている「介護情報センターの設置及び維持管理並びに運営に関する事務」は、新組合の共同処理事務としないこととする。 現在介護情報センターとして使用している施設(部屋)については、無償譲渡により井川町の所有とし、井川町で運営する方針。	

協議会調整状況	専門部会 令和7年6月24日	→	幹事会 令和7年7月7日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 3 0 号

項目番号 0 0 3 「広域化のスケジュール」について

広域化運用開始は、令和 8 年 4 月 1 日とする。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	003
決済区分	協議会

整理番号	003 - 04	作業部会	総務部会	調整項目	広域化のスケジュール
------	----------	------	------	------	------------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	市町村の消防の広域化に関する基本指針	市町村の消防の広域化に関する基本指針
現 状		
課 題	なし	
検討調整結果 (計画掲載分)	広域化運用開始は、令和8年4月1日とする。	
広域化後の課題	なし	
備 考		

協議会調整状況	専門部会 令和6年7月30日	→	幹事会 令和6年8月23日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 3 1 号

項目番号 0 2 1 「任用、人事等」について

現在の男鹿地区消防一部事務組合及び湖東地区行政一部事務組合の職員は、一旦退職手続きのうえ、新組織の職員として任用する。

なお、勤続年数等については、新組織に引き継ぐものとする。

また、身分の切り替えに際しては、職員に不安を与えないよう、その心情に十分配慮し丁寧に説明する機会を広域化前に設ける。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	021
決済区分	協議会

整理番号	021 - 02	作業部会	消防部会	調整項目	任用、人事等
------	----------	------	------	------	--------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	地方公務員法第15条 消防組織法第11条～第15条 規約 第10条	職員定数条例 消防職員任用規定
現 状	消防長は、管理者が任命し、消防長以外の消防職員は、管理者の承認を得て消防長が任命する	消防長は、管理者が任命し、消防長以外の消防職員は、管理者の承認を得て消防長が任命する
課 題	なし	
検討調整結果 (計画掲載分)	現在の男鹿地区消防一部事務組合及び湖東地区行政一部事務組合の職員は、一旦退職手続きのうえ、新組織の職員として任用する。 なお、勤続年数等については、新組織に引き継ぐものとする。 また、身分の切り替えに際しては、職員に不安を与えないよう、その心情に十分配慮し丁寧に説明する機会を広域化前に設ける。	
広域化後の課題	なし	
備 考	湖東地区斎場の職員については、斎場の運営市町が任用する。	

協議会調整状況	専門部会 令和7年6月9日	→	幹事会 令和7年7月7日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 3 2 号

項目番号 0 2 2 「給料等」について

使用する給料表は、現在の両組合が使用する行政職給料表（一）で 7 級制とする。

広域化時の給料は、広域化直前に支給されている各職員の級号給とし、現在の男鹿地区消防一部事務組合の給与制度の適用を基本とする。

ただし、給与制度を適用することにより号給の調整が必要となった場合は、別途協議する。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	022
決済区分	協議会

整理番号	022 - 03	作業部会	消防部会	調整項目	給料等
------	----------	------	------	------	-----

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	一般職の職員の給与に関する条例 級別の基準となる職務	一般職の給与に関する条例・規則 組合の給料の半減に関する規則 一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則
現 状	1級 消防副士長又は消防士 (係、班員) 2級 消防士長、困難な業務を行なう消防副士長 又は消防士 (主任、係、班員) 3級 消防司令補 (係長、主席主査、主査) 4級 消防司令 (副班長、課長補佐、副分署長) 5級 消防司令 (副署長、班長、分署長、参事) 6級 消防司令長 (消防次長、消防署長、課長) 7級 消防監 (消防長)	1級 消防副士長・消防士 (主事・主事補) 2級 消防士長 (主任) 3級 消防司令補 (副分署長・課長補佐) 4級 消防司令 (課長・分署長) 5級 消防司令 (次長・副署長) 6級 消防司令長 (消防長)
課 題	両組合の職員給与については、給料表の運用及び昇格が異なっている。	
検討調整結果 (計画掲載分)	使用する給料表は、現在の両組合が使用する行政職給料表(一)で7級制とする。 広域化時の給料は、広域化直前に支給されている各職員の級号給とし、現在の男鹿地区消防一部事務組合 の給与制度の適用を基本とする。 ただし、給与制度を適用することにより号給の調整が必要となった場合は、別途協議する。	
広域化後の課題	なし	
備 考		

協議会 調整 状況	専門部会 令和7年6月9日	→	幹事会 令和7年7月7日	→	協議会	→	決定日
	指示 事項						

協議第 3 3 号

項目番号 0 2 3 「諸手当等」について

すべての諸手当について、精査した上で同一の支給額（率）とする。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	023
決済区分	協議会

整理番号	023 - 03	作業部会	消防部会	調整項目	諸手当等
------	----------	------	------	------	------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』																																																																																																							
担当課	総務課	総務課																																																																																																							
根拠法令等	一般職の職員の給与に関する条例	一般職の職員の給与に関する条例 一般職の職員に関する規則 職員に対する児童手当の支給に関する規則 職員の住居手当に関する規則 職員の特殊勤務手当に関する条例																																																																																																							
現 状	扶養手当、通勤手当、管理職手当、休日勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、住居手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、児童手当 特殊勤務手当(夜間特殊業務手当、緊急消防援助隊手当)	扶養手当、通勤手当、管理職手当、休日勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、住居手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、児童手当 特殊勤務手当(夜間特殊勤務手当、救急業務出動手当)																																																																																																							
課 題	各種手当の相違について調整が必要。 取扱いの異なる手当の支給の妥当性について検討する。 寒冷地手当の支給の可否について検討する。(支給対象地域:潟上市(昭和・飯田川地区)、八郎潟町、井川町)																																																																																																								
検討調整結果 (計画掲載分)	すべての諸手当について、精査した上で同一の支給額(率)とする。																																																																																																								
広域化後の課題	諸手当に関しては、広域化後も周囲の状況や労働環境の変化に併せ柔軟に対応していく必要がある。																																																																																																								
備 考	【相違のある主な手当】 <table><tr><th colspan="2">手当種別</th><th colspan="2">男鹿地区</th><th colspan="2">湖東地区</th></tr><tr><td rowspan="2">通勤</td><td rowspan="2">自家用車</td><td>0-2km</td><td>0円</td><td>5km未満</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>7級・6級</td><td>15%</td><td>6級・5級</td><td>15%</td></tr><tr><td rowspan="2">期末勤勉役職加算率</td><td rowspan="2"></td><td>5級・4級</td><td>10%</td><td>4級</td><td>10%</td></tr><tr><td>3級</td><td>5%</td><td>3級</td><td>5%</td></tr><tr><td rowspan="3">管理職手当</td><td rowspan="3"></td><td>7級</td><td>51,700円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>6級</td><td>36,600円</td><td>6級</td><td>20,700円</td></tr><tr><td>5級</td><td>27,400円</td><td>5級</td><td>16,500円</td></tr><tr><td rowspan="3">管理職特別手当</td><td rowspan="3">日中・夜間</td><td>7級</td><td>8,000円 4,000円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>6級</td><td>6,000円 3,000円</td><td>6級</td><td>8,000円 6,000円</td></tr><tr><td>5級</td><td>4,000円 2,000円</td><td>5級</td><td>8,000円 6,000円</td></tr><tr><td rowspan="6">特殊勤務手当</td><td>夜間特殊 2h未満</td><td></td><td>410円</td><td></td><td>410円</td></tr><tr><td>2h以上</td><td></td><td>730円</td><td></td><td>730円</td></tr><tr><td>全 部</td><td></td><td>1,100円</td><td></td><td>なし</td></tr><tr><td>救急業務出動手当</td><td></td><td>なし</td><td></td><td>200円</td></tr><tr><td>緊急消防援助隊手当</td><td>1日</td><td>2,160円</td><td></td><td>なし</td></tr><tr><td>防疫等作業手当</td><td></td><td>なし</td><td>1日</td><td>1,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">寒冷地</td><td rowspan="4"></td><td>R7年度</td><td></td><td>R7年度</td><td></td></tr><tr><td>世帯主(扶養親族あり)</td><td>11,800円</td><td>世帯主(扶養親族あり)</td><td>19,800円</td></tr><tr><td>世帯主(扶養親族なし)</td><td>6,800円</td><td>世帯主(扶養親族なし)</td><td>11,400円</td></tr><tr><td>その他</td><td>4,860円</td><td>その他</td><td>8,200円</td></tr></table>		手当種別		男鹿地区		湖東地区		通勤	自家用車	0-2km	0円	5km未満	2,000円	7級・6級	15%	6級・5級	15%	期末勤勉役職加算率		5級・4級	10%	4級	10%	3級	5%	3級	5%	管理職手当		7級	51,700円			6級	36,600円	6級	20,700円	5級	27,400円	5級	16,500円	管理職特別手当	日中・夜間	7級	8,000円 4,000円			6級	6,000円 3,000円	6級	8,000円 6,000円	5級	4,000円 2,000円	5級	8,000円 6,000円	特殊勤務手当	夜間特殊 2h未満		410円		410円	2h以上		730円		730円	全 部		1,100円		なし	救急業務出動手当		なし		200円	緊急消防援助隊手当	1日	2,160円		なし	防疫等作業手当		なし	1日	1,000円	寒冷地		R7年度		R7年度		世帯主(扶養親族あり)	11,800円	世帯主(扶養親族あり)	19,800円	世帯主(扶養親族なし)	6,800円	世帯主(扶養親族なし)	11,400円	その他	4,860円	その他	8,200円
手当種別		男鹿地区		湖東地区																																																																																																					
通勤	自家用車	0-2km	0円	5km未満	2,000円																																																																																																				
		7級・6級	15%	6級・5級	15%																																																																																																				
期末勤勉役職加算率		5級・4級	10%	4級	10%																																																																																																				
		3級	5%	3級	5%																																																																																																				
管理職手当		7級	51,700円																																																																																																						
		6級	36,600円	6級	20,700円																																																																																																				
		5級	27,400円	5級	16,500円																																																																																																				
管理職特別手当	日中・夜間	7級	8,000円 4,000円																																																																																																						
		6級	6,000円 3,000円	6級	8,000円 6,000円																																																																																																				
		5級	4,000円 2,000円	5級	8,000円 6,000円																																																																																																				
特殊勤務手当	夜間特殊 2h未満		410円		410円																																																																																																				
	2h以上		730円		730円																																																																																																				
	全 部		1,100円		なし																																																																																																				
	救急業務出動手当		なし		200円																																																																																																				
	緊急消防援助隊手当	1日	2,160円		なし																																																																																																				
	防疫等作業手当		なし	1日	1,000円																																																																																																				
寒冷地		R7年度		R7年度																																																																																																					
		世帯主(扶養親族あり)	11,800円	世帯主(扶養親族あり)	19,800円																																																																																																				
		世帯主(扶養親族なし)	6,800円	世帯主(扶養親族なし)	11,400円																																																																																																				
		その他	4,860円	その他	8,200円																																																																																																				

協議会調整状況	専門部会 令和7年6月9日	→	幹事会 令和7年7月7日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 3 4 号

項目番号 0 2 4 「職名及び階級」について

職名と階級については、現在の男鹿地区消防一部事務組合の職名と階級を基本とし、消防長の階級は消防監とするが、特に調整の必要があると認められる場合は別途調整する。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	024
決済区分	協議会

整理番号	024 - 02	作業部会	消防部会	調整項目	職名及び階級
------	----------	------	------	------	--------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	男鹿地区消防本部の組織等に関する規則 男鹿地区消防本部等処務規程	湖東地区消防本部の組織等に関する規則 処務規定
現 状	・消防長(消防監) ・次長・署長・課長(消防司令長) ・副署長(消防司令長又は消防司令) ・参事・分署長・副分署長(消防司令) ・課長補佐(消防司令又は消防司令補) ・係長・主席主査・主査(消防司令補) ・主任(消防士長) ・係員・班員(消防副士長・消防士)	・消防長(消防司令長) ・次長・副署長・課長・分署長(消防司令) ・課長補佐・副分署長・分署長補佐(消防司令補) ・担当(消防士長・消防副士長・消防士)
課 題	両組合の職員は、それぞれの昇任制度で階級及び職名が付与されているため、階級到達や経験年数において不均衡が生じていないか確認する。	
検討調整結果 (計画掲載分)	職名と階級については、現在の男鹿地区消防一部事務組合の職名と階級を基本とし、消防長の階級は消防監とするが、特に調整の必要があると認められる場合は別途調整する。	
広域化後の課題	なし	
備 考		

協議会調整状況	専門部会 令和7年6月9日	→	幹事会 令和7年7月7日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 3 5 号

項目番号 0 2 5 「教育訓練・研修・福利厚生等」について

両消防本部が行っている教育訓練・研修・福利厚生を基本とし、広域化後の組織規模に応じて実施する。

- 派遣（秋田県消防防災航空隊、構成市町村等）
- 教育（消防大学校、秋田県消防学校、自治研修所、救命士養成所等）
- その他、業務に必要な研修、講習の受講、資格取得等への派遣

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	025
決済区分	協議会

整理番号	025 - 01	作業部会	消防部会	調整項目	教育訓練・研修・福利厚生等
------	----------	------	------	------	---------------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	消防大学校等出向職員選考要綱 救急救命研修所入所職員選考要綱 消防防災航空隊救助隊員の派遣要綱	
現 状	○派遣(秋田県防災航空隊派遣、男鹿市人事交流(危機管理課)) ○教育(消防大学校、秋田県消防学校(各種専科、研修)) ○その他、業務に必要な研修、講習の受講、資格取得への派遣(人事異動若しくは派遣選考委員会にて選考)	消防大学校、消防学校、救命士養成所、業務に必要な研修・講習の受講、資格取得への派遣
課 題	組織、部隊の高度化及び専門化(予防業務・救急業務・救助業務等)に対応できる職員を養成するため、効果的な研修を行う必要がある。	
検討調整結果 (計画掲載分)	両消防本部が行っている教育訓練・研修・福利厚生を基本とし、広域化後の組織規模に応じて実施する。 ○派遣(秋田県消防防災航空隊、構成市町村等) ○教育(消防大学校、秋田県消防学校、自治研修所、救命士養成所等) ○その他、業務に必要な研修、講習の受講、資格取得等への派遣	
広域化後の課題	組織規模が大きくなり、県内の消防本部としての役割・責任が大きくなることから、これに応えられるよう訓練・教育をより一層充実させ、業務に必要な研修、講習の受講、資格取得等への費用負担を協議・検討する。	
備 考		

協議会調整状況	専門部会 令和7年6月9日	→	幹事会 令和7年7月7日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 3 6 号

項目番号 0 2 6 「貸与物品等」について

貸与物品については、統一を図ることとする。なお、広域化前に貸与されていた物品で広域化後も引き続き使用可能なものについては、一定の猶予期間を設けて引き続き使用する。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	026
決済区分	協議会

整理番号	026 - 02	作業部会	消防部会	調整項目	貸与物品等
------	----------	------	------	------	-------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	消防職員被服貸与規則 職員服務規程	消防職員被服貸与規則 消防職員服務規程
現 状	冬服、冬帽、夏服、夏帽、冬外套(4年) 活動服、作業帽(1年) 長靴、短靴(2年) 消防手帳(使用可能期間)	制服関係(夏・冬)5年、黒短靴2年 活動服2年、編上靴3年 防火衣6年、防火長靴3年 救助服2年
課 題	被服については、発注から納品までに時間を要するため、新消防本部運用開始時における統一は課題となる。	
検討調整結果 (計画掲載分)	貸与物品については、統一を図ることとする。なお、広域化前に貸与されていた物品で広域化後も引き続き使用可能なものについては、一定の猶予期間を設けて引き続き使用する。	
広域化後の課題	活動に必要な装備は、両組合が貸与している物品以外にもあることから、貸与制度については、物品の更新サイクルや点数制度を含め、より効果的な制度を検討する。	
備 考		

協議会調整状況	専門部会 令和7年6月9日	→	幹事会 令和7年7月7日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 37 号

項目番号 028 「通信施設」について

広域化後の消防指令システム及びデジタル無線の一元化に際し、通信指令室は、男鹿地区消防本部の通信指令室を使用する。

男鹿地区消防本部の消防指令システムを広域運用に対応できるよう改修することで、業務運営の効率化及び改修費用の削減を図る。また湖東地区消防本部のデジタル無線機器もこれに併せ改修または更新し、運用方法等についても統一する。

なお、男鹿地区消防本部と湖東地区消防本部が現在それぞれで運用している防災無線等について、構成市町村と協議し、より良い運用方法を検討していく。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	028
決済区分	協議会

整理番号	028 - 02	作業部会	消防部会	調整項目	通信施設
------	----------	------	------	------	------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』									
担当課	通信指令課	警防課									
根拠法令等	無線局管理規程 NET119緊急通報システム運用要綱										
現 状	消防指令システム(平成26年度に整備 NEC) 令和2年度NET119緊急通報システム運用開始(アル カディア) 新指令システム実施設計令和7年度から	令和5年度情報系更新及び機能強化、単独で実施(富 士通) NET119緊急通報システム(アルカディア)令和元年整 備									
課 題	広域化直後は、消防指令システムの二元管理や消防救急デジタル無線の周波数の違いがあることから、現場での円滑な運用を確保するため、部隊運用等を検討し、職員への周知徹底を図る必要がある。										
検討調整結果 (計画掲載分)	広域化後の消防指令システム及びデジタル無線の一元化に際し、通信指令室は、男鹿地区消防本部の通信指令室を使用する。 男鹿地区消防本部の消防指令システムを広域運用に対応できるよう改修することで、業務運営の効率化及び改修費用の削減を図る。また湖東地区消防本部のデジタル無線機器もこれに併せ改修または更新し、運用方法等についても統一する。 なお、男鹿地区消防本部と湖東地区消防本部が現在それぞれで運用している防災無線等について、構成市町村と協議し、より良い運用方法を検討していく。										
広域化後の課題	構成市町村の防災無線等の設備を設置するには、男鹿地区消防本部の現在の通信指令室では手狭となる可能性があるため、サーバー室の移設や増築が課題となる。										
備 考	令和9年4月1日からの運用一元化に向けたスケジュール <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施対象</th><th>内 容</th><th>実施年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男鹿地区消防本部</td><td>消防指令システム及びデジタル無線の更新</td><td>令和7年度～令和8年度</td></tr> <tr> <td>湖東地区消防本部</td><td>指令端末の設置及びデジタル無線機器の更新</td><td>令和8年度</td></tr> </tbody> </table> 消防本部が運用している構成市町村の放送設備 ○男鹿地区消防本部(防災無線設備:男鹿市、潟上市、大潟村) ○湖東地区消防本部(防災無線設備:潟上市、八郎潟町)(有線放送設備:潟上市[飯田川]、井川町)		実施対象	内 容	実施年度	男鹿地区消防本部	消防指令システム及びデジタル無線の更新	令和7年度～令和8年度	湖東地区消防本部	指令端末の設置及びデジタル無線機器の更新	令和8年度
実施対象	内 容	実施年度									
男鹿地区消防本部	消防指令システム及びデジタル無線の更新	令和7年度～令和8年度									
湖東地区消防本部	指令端末の設置及びデジタル無線機器の更新	令和8年度									

協議会調整状況	専門部会 令和7年6月9日	→	幹事会 令和7年7月7日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 38 号

項目番号 030 「財産の取扱い」について

現行の両組合が保有する全ての財産は、原則として新組合に承継する。ただし、湖東地区行政一部事務組合が保有する斎場に係る財産は潟上市、介護情報センターに係る財産は井川町へそれぞれ無償譲渡する。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	030
決済区分	協議会

整理番号	030 - 02	作業部会	財政部会	調整項目	財産の取扱い
------	----------	------	------	------	--------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	新地方公会計制度に基づく財務書類・固定資産台帳	財務書類・固定資産台帳
現 状	本部庁舎の敷地:秋田県より賃貸借 男鹿市内分署敷地:男鹿市より無償貸付 潟上市内分署敷地:潟上市より無償貸付 大潟分署:大潟村より無償貸付 庁舎、車両及び資機材はすべて当消防組合が所有している。	敷地、庁舎、車両及び資機材はすべて当組合が所有している
課 題	なし	
検討調整結果 (計画掲載分)	現行の両組合が保有する全ての財産は、原則として新組合に承継する。ただし、湖東地区行政一部事務組合が保有する斎場に係る財産は潟上市、介護情報センターに係る財産は井川町へそれぞれ無償譲渡する。	
広域化後の課題	なし	
備 考		

協議会調整状況	専門部会 令和7年2月18日	→	幹事会 令和7年7月7日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 39 号

項目番号 032 「電算システム」について

男鹿地区消防一部事務組合のシステムに、湖東地区行政一部事務組合が所有する人事情報等を取り込むことで、広域化に対応することを基本とする。ただし財務会計システムについては、会計事務の委託先である本部所在地の市町村の財務会計システムを利用する。

ネットワーク回線については、現在の回線を活用し拡張して構築することとする。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	032
決済区分	協議会

整理番号	032 - 03	作業部会	消防部会	調整項目	電算システム
------	----------	------	------	------	--------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等		
現 状	人事給与システム(COUS) 庶務管理システム(COUS) 財務会計システム(Bestsside2) 文書管理システム(File Life Station 2) 消防OAシステム(NEFOAP) ホームページシステム(おりこうブログ)	人事給与システム(COUS) 財務会計システム(COUS) 財務会計システム備品管理(COUS) 消防OAシステム(ベストル119) 公会計システム
課 題	広域化の初期経費として、例規システムの整備を検討する。	
検討調整結果 (計画掲載分)	男鹿地区消防一部事務組合のシステムに、湖東地区行政一部事務組合が所有する人事情報等を取り込むことで、広域化に対応することを基本とする。ただし財務会計システムについては、会計事務の委託先である本部所在地の市町村の財務会計システムを利用する。 ネットワーク回線については、現在の回線を活用し拡張して構築することとする。	
広域化後の課題	消防OAシステム(NEFOAP、ベストル119)の統合については、高機能消防通信指令システムの一部機能でもあることから、広域化後の通信指令システムの一元化に合わせ実施する。	
備 考		

協議会調整状況	専門部会 令和7年6月9日	→	幹事会 令和7年7月7日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 4 0 号

項目番号 0 3 3 「補助金・交付金等」について

調整した結果、両組合とも該当となる補助金や交付金等はないことを確認した。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	033
決済区分	協議会

整理番号	033 - 01	作業部会	消防部会	調整項目	補助金・交付金等
------	----------	------	------	------	----------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課		
根拠法令等		
現 状		
課 題	なし	
検討調整結果 (計画掲載分)	調整した結果、両組合とも該当となる補助金や交付金等はないことを確認した。	
広域化後の課題	なし	
備 考		

協議会調整状況	専門部会 令和7年6月9日	→	幹事会 令和7年7月7日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 4 1 号

項目番号 0 3 4 「経費の負担方法」について

① 共通経費の負担割合

基準財政需要額の内常備消防分を一律負担＋不足分を人口割（予算年度の前年 1 月 1 日現在）とする。

② 共通経費以外の経費

本部以外の庁舎建設（新築）費用とし、負担割合は受益エリアを基本に消防議会の議を経て決定する。

③ 経過措置

(1) 対象市町村

潟上市・八郎潟町・井川町

(2) 経過措置の内容

①の方法により算定後、潟上市（昭和・飯田川分）、八郎潟町、井川町の負担金を合算し、広域化前の湖東地区行政一部事務組合の算定方法により再按分する。

ただし、負担金額は基準財政需要額の常備消防分を下限とする。

(3) 経過措置期間

最長 1 0 年間とし、3 年毎に検討の機会を設ける。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	034
決済区分	協議会

整理番号	034 - 09	作業部会	財政部会	調整項目	経費の負担方法
------	----------	------	------	------	---------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	男鹿地区消防一部事務組合同規約	湖東地区行政一部事務組合同規約
現 状	平等割 20%(内10%男鹿市、5%潟上市、大潟村) 人口割 80% ※共通経費以外の経費については、組合議会の議を経て定める。 ※人口基準は、直近の国勢調査による組合市村人口(潟上市にあっては旧天王町区域の人口とする。)とする。	平等割 20%(内10%潟上市、5%八郎潟町、井川町) 人口割 35% 面積割 5% 世帯割 40% ※各年1月1日現在の現在の世帯数と人口、面積をもとに算出 ※負担金は5期に分けて納入
課 題	広域化後の負担金割合(共通経費・庁舎整備費)は、将来にわたり公平・平等となる算定方法を検討する。 広域化直後の負担金増が著しい市町村があった際、経過措置等について検討する。	
検討調整結果 (計画掲載分)	①共通経費の負担割合 基準財政需要額の内常備消防分を一律負担＋不足分を人口割(予算年度の前年1月1日現在)とする。 ②共通経費以外の経費 本部以外の庁舎建設(新築)費用とし、負担割合は受益エリアを基本に消防議会の議を経て決定する。 ③経過措置 (1) 対象市町村 潟上市・八郎潟町・井川町 (2) 経過措置の内容 ①の方法により算定後、潟上市(昭和・飯田川分)、八郎潟町、井川町の負担金を合算し、広域化前の湖東地区行政一部事務組合の算定方法により再按分する。 ただし、負担金額は基準財政需要額の常備消防分を下限とする。 (3) 経過措置期間 最長10年間とし、3年毎に検討の機会を設ける。	
広域化後の課題	共通経費の負担割合については、広域化後も継続的に検証を行う。	
備 考	①の基準財政需要額の内、常備消防分の考え方は、別添資料1(図1)のとおり。 ③の経過措置期間中の負担方法は、別添資料1(図2)のとおり。	

協議会調整状況	専門部会	幹事会	協議会	決定日
	令和6年8月8日	令和6年8月23日		
	令和7年2月18日	令和7年3月28日		
指示事項				

協議第 4 2 号

項目番号 0 3 5 「消防団との協力体制」について

消防団に係る事務は構成市町村の所管とする。

各種訓練や行事は、消防団との連携を強化し、継続的な協力体制を維持するため、消防本部及び各消防署が支援する。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	035
決済区分	協議会

整理番号	035 - 02	作業部会	総務部会	調整項目	消防団との協力体制
------	----------	------	------	------	-----------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	警防課	警防課
根拠法令等		
現 状	消防団事務は各市村が行っている。 各種訓練等において平素から連携を深めている。	消防団事務は各市町が行っている。 各種訓練等において平素から連携を深めている。
課 題	なし	
検討調整結果 (計画掲載分)	消防団に関する事務は構成市町村の所管とする。 各種訓練や行事は、消防団との連携を強化し、継続的な協力体制を維持するため、消防本部及び各消防署が支援する。	
広域化後の課題	なし	
備 考		

協議会調整状況	専門部会 令和7年6月24日	→	幹事会 令和7年7月7日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 4 3 号

項目番号 0 3 6 「消防団との連携」について

災害発生時は、適切な方法により消防団へ情報伝達を行い、現場活動においては、消防署と消防団が連携し対応する。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	036
決済区分	協議会

整理番号	036 - 01	作業部会	総務部会	調整項目	消防団との連携
------	----------	------	------	------	---------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	通信指令課	警防課
根拠法令等		
現 状	各市村消防団へは、それぞれ適切な方法で情報伝達を行っており、災害等現場対応は、構成市村消防担当ともに連携を図り活動している。	各市町消防団へは、それぞれ適切な方法で情報伝達を行っており、災害等現場対応は、構成市村消防担当ともに連携を図り活動している。
課 題	なし	
検討調整結果 (計画掲載分)	災害発生時は、適切な方法により消防団へ情報伝達を行い、現場活動においては、消防署と消防団が連携し対応する。	
広域化後の課題	通信指令システムの一元化に伴い、各市町村消防団への情報伝達の手段・方法について、統一化を含めた協議検討が必要。	
備 考	通信指令システムの一元化(令和9年4月予定)までの間は、現状どおり情報伝達を行うものとし、一元化後の統一に向け協議・検討をする。	

協議会調整状況	専門部会 令和7年6月24日	→	幹事会 令和7年7月7日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 4 4 号

項目番号 0 3 7 「災害対策本部との連携」について

構成市町村に災害対策本部等が設置された場合は、組合消防職員を派遣し、各市町村地域防災計画等に基づいた協力連携体制を構築する。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	037
決済区分	協議会

整理番号	037 - 01	作業部会	総務部会	調整項目	災害対策本部との連携
------	----------	------	------	------	------------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	警防課	警防課
根拠法令等	災害対策基本法 男鹿地区消防一部事務組合消防計画	
現 状	消防長は、情報収集担当者から報告を受けた場合、必要に応じ構成市村長等関係機関に報告又は連絡するものとする。	地域防災計画に則り連携している。過去には、風水害発生時構成市町災害対策本部と連携している。
課 題	なし	
検討調整結果 (計画掲載分)	構成市町村に災害対策本部等が設置された場合は、組合消防職員を派遣し、各市町村地域防災計画等に基づいた協力連携体制を構築する。	
広域化後の課題	なし	
備 考		

協議会調整状況	専門部会 令和7年6月24日	→	幹事会 令和7年7月7日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 4 5 号

項目番号 0 3 8 「防災部局との連携」について

構成市町村の担当部局と様々な手法により、緊密な連携体制を構築する。連携強化に当たり構成市町村と人事交流を行う。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	038
決済区分	協議会

整理番号	038 - 01	作業部会	総務部会	調整項目	防災部局との連携
------	----------	------	------	------	----------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等		
現 状	昨年度まで男鹿市との人事交流で、危機管理課に消防職員を派遣し、連携強化を図っていた。今年度は男鹿市から職員を派遣いただき連携強化を図っている。	平素から構成市町消防担当と連携している。
課 題	なし	
検討調整結果 (計画掲載分)	構成市町村の担当部局と様々な手法により、緊密な連携体制を構築する。連携強化に当たり構成市町村と人事交流を行う。	
広域化後の課題	なし	
備 考	広域化後の構成市町村の防災部局との人事交流は、主に消防本部から構成市町村への職員派遣を想定。人事交流は、消防本部、市町村からの要望を基に行うこととする。	

協議会調整状況	専門部会 令和7年6月24日	→	幹事会 令和7年7月7日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 4 6 号

項目番号 0 3 9 「消防協力団体との連携」について

消防協力団体との連携は、広域消防組織が継続して行うものとする。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	039
決済区分	協議会

整理番号	039 - 02	作業部会	総務部会	調整項目	消防協力団体との連携
------	----------	------	------	------	------------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	予防課	予防課
根拠法令等		
現 状	男鹿地区危険物安全協会事務局	湖東地区危険物安全協会 湖東地区少年婦人防火委員会
課 題	なし	
検討調整結果 (計画掲載分)	消防協力団体との連携は、広域消防組織が継続して行うものとする。	
広域化後の課題	なし	
備 考		

協議会調整状況	専門部会 令和7年6月24日	→	幹事会 令和7年7月7日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 4 7 号

項目番号 0 4 0 「消防水利」について

水利施設の設置、維持及び管理に関して必要な事務は構成市町村の所管とする。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	040
決済区分	協議会

整理番号	040 - 02	作業部会	総務部会	調整項目	消防水利
------	----------	------	------	------	------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	車両資機材整備担当	警防課
根拠法令等		
現 状	構成市村が事務を行なっている。 消防で定期的に調査を実施し、構成市村に報告している。	構成市町が事務を行なっている。 消防側で春秋年2回消防水利点検を実施し、構成市町に報告している。これらを踏まえ連携を図り、消防水利の保全に努めている。
課 題	なし	
検討調整結果 (計画掲載分)	水利施設の設置、維持及び管理に関して必要な事務は構成市町村の所管とする。	
広域化後の課題	なし	
備 考		

協議会調整状況	専門部会 令和7年6月24日	→	幹事会 令和7年7月7日	→	協議会	→	決定日
	指示事項						

協議第 4 8 号

項目番号 0 1 4 「署所配置（素案修正）」について

第 3 回男鹿・湖東地区消防広域化協議会、協議第 1 8 号で決定した署所配置について、次のように改める。

広域化後の署所配置は次のとおりとする。

①広域化直後：現行の配置を引き継ぎ 1 0 署所体制とする。

②広域化後 1 0 年以内：8 署所体制とする。

ア 天王分署と昭和分署を統合した、潟上消防署を潟上市内に新設する。

その際、湖東消防署は湖東分署（仮称）に改める。

イ 脇本分署と若美分署を統合し、（新）男鹿消防署を男鹿市内に新設する。

その際、（旧）男鹿消防署は船川分署（仮称）に改める。

③広域化後 2 0 年以内の方針：7 署所体制とする。

ア 湖東分署（仮称）と八郎潟分署を統合し、（新）湖東分署を新設する。

イ 北浦分署の運用方法を見直しする。

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 調整調書

項目番号	014
決済区分	協議会

整理番号	014 - 07	作業部会	消防部会	調整項目	署所配置
------	----------	------	------	------	------

団体名 (構成市町村)	男鹿地区消防一部事務組合 『男鹿市・潟上市(天王)・大潟村』	湖東地区行政一部事務組合 『潟上市(昭和・飯田川)・八郎潟町・井川町』
担当課	総務課	総務課
根拠法令等	男鹿地区消防一部事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例	湖東地区行政一部事務組合消防機関設置条例
現 状	男鹿地区消防署:男鹿市船川港船川字海岸通り2号12番地7 北分署:男鹿市北浦北浦字種田69番地の3 東分署:男鹿市脇本脇本字上谷地130番1 天王分署:潟上市天王字蒲沼99番地の5 天王南分署:潟上市天王字北野1番地18 若美分署:男鹿市鶴木字下潟端212番地 大潟分署:南秋田郡大潟村字東2丁目2番地の2	湖東地区消防署:井川町浜井川字喜兵衛堰10番地1 昭和分署:潟上市昭和久保字イカリ沖69番地3 八郎潟分署:八郎潟町字中田98番地9
課 題	広域化直後の署所配置は、現行の配置を引き継ぐものとするが、広域化10年以内の署所の再配置等については、国の財政措置の利用を想定し、広域消防運営計画又は、広域化後に作成する「消防力整備計画」により定める必要がある。	
検討調整結果 (計画掲載分)	広域化後の署所配置は次のとおりとする。 ①広域化直後:現行の配置を引き継ぎ10署所体制とする。 ②広域化後10年以内:8署所体制とする。 ア 天王分署と昭和分署を統合し、潟上消防署を潟上市内に新設する。 その際、湖東消防署は湖東井川分署(仮称)に改める。 イ 脇本分署と若美分署を統合し、(新)男鹿消防署を男鹿市内に新設する。 その際、(旧)男鹿消防署は船川分署(仮称)に改める。 ③広域化後20年以内の方針:7署所体制とする。 ア 湖東井川分署(仮称)と八郎潟分署を統合し、(新)湖東分署(仮称)を新設する。 イ 北浦分署の運用方法を見直し分遣所とする。	
広域化後の課題	消防本部の具体的な位置、その他の署所の取扱いについても、引き続き検討する。	
備 考	北浦分署の運用方法の見直しは、船川分署から部隊を派遣し、24時間体制で災害・救急等の任に当たるものである。これにより当該地域の消防力を低下させることなく、人員配置の効率化を図ることが可能となるものである。	

協議会調整状況	専門部会		→	幹事会		→	協議会		→	決定日	
	令和6年8月2日			令和6年8月23日			令和7年5月9日				
	令和7年3月17日			令和7年3月28日							
	指示事項										